

■第1章 総則

第1条 規約の適用

このマイポケットデベロッパープログラム利用規約（以下「利用規約」といいます）は、エヌ・ティ・ティコミュニケーションズ株式会社（以下「当社」といいます）が提供するマイポケットデベロッパープログラム（第2条第5号参照）を利用し、サービス利用者（第2条第13号参照）に対してAPI利用サービス（第2条第12号参照）を提供しようとする者と当社との間に適用されるものです。

第2条 用語の定義

利用規約で使用する用語の解釈については、利用規約の他の条項で定めるほか、次の各号に定める定義に従うこととします。

(1) 「マイポケット」

当社が提供する下記サービスの総称をいいます。

- ・OCNマイポケット利用規約に基づき、提供する「OCNマイポケット」
- ・マイポケット利用規約に基づき、提供する「マイポケット」
- ・マイポケット プラス利用規約に基づき、提供する「マイポケットプラス」

(2) 「マイポケットサービス契約者」

当社が提供するマイポケットの利用にかかる契約を締結している者をいいます。

(3) 「マイポケット情報」

当社が提供するマイポケットに関連して管理している情報のうち、API提供機能を利用してサービス提供契約者（第7号参照）が取得することができる情報をいいます。

(4) 「API利用サービス情報」

サービス提供契約者が、API提供機能を利用し、当社が提供するサービスに関連して管理している情報に対して追加した情報をいいます。

(5) 「マイポケットデベロッパープログラム」

当社がサービス提供契約（第6号参照）に基づいてサービス提供契約者に対して提供する、マイポケット情報の取得、当社が提供するサービスに関連して管理している情報に対して情報を追加すること可能とする機能（以下、総称して「API提供機能」といいます）及びその他サービス提供契約者からの問合せに対応する機能（以下「問い合わせ機能」といいます）の総称をいいます。なお、マイポケットデベロッパープログラムの詳細は、マイポケットデベロッパープログラムガイドラインにおいて定めるとおりとし、利用規約とマイポケットデベロッパープログラムガイドラインの内容に齟齬が生じた場合は、マイポケットデベロッパープログラムガイドラインが優先的に適用されるものとします。

(6) 「サービス提供契約」

当社よりマイポケットデベロッパープログラムの提供を受けることを希望する者と当社との間で利用規約に基づき締結される、マイポケットデベロッパープログラムの提供に関する契約をいいます。

(7) 「サービス提供契約者」

当社との間でサービス提供契約を締結している者をいいます。

(8) 「デベロッパーコンソール」

API 提供機能を利用する際に必要なアプリケーションの登録および管理とアクセスキー抽出機能の総称をいいます。

(9) 「マイポケットデベロッパープログラム運用システム」

マイポケットデベロッパープログラムを提供するために当社が設置する電子計算機、電気通信設備等をいいます。

(10) 「マイポケット API リファレンス」

サービス提供契約者が API 提供機能を利用するに際し、マイポケットデベロッパープログラム運用システムにアクセスするために必要となる、マイポケットデベロッパープログラム運用システムのアプリケーション・プログラミング・インターフェイス仕様書をいいます。

(11) 「アクセスキー」

サービス提供契約者が API 提供機能を利用するに際し、マイポケットデベロッパープログラム運用システムにアクセスするために必要となる認証情報であって、サービス提供契約に基づき当社がサービス提供契約者に払い出すものをいいます。なお、アクセスキーには、API の利用範囲が定義されており、アクセスキー毎に利用可能な API 提供機能が異なります。

(12) 「ソフトウェアプログラム」

サービス提供契約者が API 提供機能を利用するに際し、マイポケットデベロッパープログラム運用システムにアクセスするために必要または有用なソフトウェアであって、当社が提供するマイポケット SDK iOS、マイポケット SDK Android、マイポケット SDK PHP およびそのアップデート版を総称していいます。

(13) 「API 利用サービス」

サービス提供契約者が、API 提供機能を利用してサービス利用者に対して提供するサービス、アプリケーション等をいいます。

(14) 「サービス利用者」

サービス提供契約者から API 利用サービスの提供を受ける者をいいます。

(15) 「マイポケットデベロッパープログラムガイドライン」

サービス提供契約者がマイポケットデベロッパープログラムを利用するにあたっての条件、マイポケットデベロッパープログラムの内容等について、利用規約とは別に当

社が定めるマイポケットデベロッパープログラムガイドラインなどの総称をいいます。

(16) 「利用規約等」

利用規約とマイポケットにかかわる規約、マイポケットデベロッパープログラムガイドラインの総称をいいます。

(17) 「マイポケットデベロッパーポータルサイト」

当社がマイポケット会員登録時にマイポケットサービス利用者に対して交付する ID（以下「ID」といいます）とパスワード（第 4 条参照）によりログイン可能な、サービス提供契約者がマイポケットデベロッパープログラムを利用する上で必要な当社の技術情報や連絡事項等を閲覧することを目的とする WEB サイトをいいます。サービス提供契約者は当社所定の情報を登録する必要があります。

■2 章 サービス提供契約

第 3 条 利用規約及びマイポケットデベロッパープログラムガイドラインの変更

当社は、サービス提供契約者の同意を得ることなく、いつでも利用規約及びマイポケットデベロッパープログラムガイドラインを変更することができるものとします。当社が別に定める場合を除き、変更後の利用規約およびマイポケットデベロッパープログラムガイドラインが適用されるものとします。

第 4 条 サービス提供契約の申込

サービス提供契約の申込みをする者（以下「申込者」といいます）は、当社が提供するマイポケットへの会員登録を行い、ID とパスワードを取得する必要があります。申込者は、利用規約等への同意をもって、当社との間でサービス提供契約を締結しなければならないものとします。

第 5 条 アカウントの作成等

前条にて払い出された ID とパスワードでデベロッパーコンソールにログインし、当社所定の情報を登録することによって、マイポケットデベロッパープログラムのアカウントが作成されます。

第 6 条 変更の届出

1. サービス提供契約者は、氏名若しくは名称、住所、電話番号、利用規約等に従いマイポケット会員登録時に当社へ届け出た内容（第 17 条第 1 項に定める利用申請及び第 18 条第 1 項に定める商用 URL 等を含み、以下「届出内容」といいます）を変更する場合は、その旨及び変更内容を当社が別に定める方法により事前に当社に届け出るものとします。なお、届出内容に変更があったにもかかわらず、当社に届出がないときは、利用規約等に定める当社からの通知については、当社が届出を受けてい

る氏名若しくは名称、住所又はメールアドレス等（以下「届出連絡先」といいます）への通知をもってその通知を行ったものとみなします。

2. 前項の届出があったときは、当社は、届出にかかる変更の事実を証明するための公的書類その他の書類の提出を求め場合があります。この場合、サービス提供契約者は、当社の要請に従い当社が指定する書類を当社に提出するものとします。

第7条 通知

1. 当社は、利用規約等に基づくサービス提供契約者への通知を、届出連絡先への郵送等による通知、マイポケットデベロッパーポータルサイトへの掲示その他の別途当社が適切と判断する方法により実施することとします。
2. 当社が、サービス提供契約者への通知をマイポケットデベロッパーポータルサイトへの掲示の方法により行った場合、当社が掲示を行った日から7日間が経過した時点で当該通知がサービス提供契約者に到達したものとみなします。
3. 当社が、サービス提供契約者への通知を電子メールにより行った場合、当該通知は、当該電子メールが当社の送信用電子計算機から発信された時点でサービス提供契約者に到達したものとみなします。なお、サービス提供契約者は、万が一当社から通知された当該電子メールが文字化けその他のデータ化け等により読み出し不能な場合には、直ちに当社に連絡し、その内容について当社に確認を求めるとします。
4. 当社が、サービス提供契約者への通知を郵送により行った場合、当該通知は通常到達すべきときに到達したものとみなします。
5. 当社が、届出連絡先に対して通知を行い、相当の期間を定めて当該通知において指定した当社の連絡先への連絡を求めたにもかかわらず、サービス提供契約者が当該期間内に当該連絡先に対して連絡を行わない場合、サービス提供契約者が、第11条第2項第15号に該当するものとみなすことができるものとします。

第8条 契約期間

サービス提供契約の有効期間は、サービス提供契約の成立日から1年間とします。ただし、期間満了の1ヶ月前までに当社又はサービス提供契約者のいずれからも特段の申出がない限り、期間満了日の翌日から1年間更新されるものとし、以降もまた同様とします。

第9条 権利義務の譲渡禁止

サービス提供契約者は、サービス提供契約に基づき当社に対して有する権利又は当社に対して負う義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保に供してはならないものとします。

第10条 サービス提供契約者が行うサービス提供契約の解約

サービス提供契約者は、サービス提供契約を解約しようとするときは、マイポケットを解約することにより、サービス提供契約を解約できるものとします。

マイポケットの解約はマイポケットの利用規約で定める方法に従うこととします。

第 11 条 当社が行うサービス提供契約の解除

1. 当社は、サービス提供契約者が利用規約等の定めの一にでも違反した場合、又は第 14 条第 1 項に基づきマイポケットデベロッパープログラムの利用の全部又は一部が停止された場合、相当の期間を定めてサービス提供契約者に対し当該違反又は当該停止の原因となった事由を是正するよう催告し、当該期間内に当該違反又は当該停止の原因となった事由が是正されないときは、当該期間の経過をもって当然にサービス提供契約の全部又は一部を解除し、当社が被った損害（弁護士費用その他の費用を含み、以下同じとします）の賠償を請求することができるものとします。
2. 当社は、サービス提供契約者が次の各号の一に該当すると当社が判断した場合、何らの通知又は催告を要せず、直ちにサービス提供契約の全部又は一部を解除し、被った損害の賠償を請求することができるものとします。また、サービス提供契約者は、解除によって被った損害について、当社に一切請求しないものとします。
 - (1) 利用規約等の定めに違反があり、当該違反の性質又は状況に照らし、違反を是正することが困難であるとき。
 - (2) 利用規約等の定めに違反があり、当該違反の性質又は状況に照らし、爾後サービス提供契約者において違反を是正してもなおサービス提供契約を継続することが困難であるとき。
 - (3) 利用規約等に基づく義務を履行する見込みがないと認められるとき。
 - (4) 当社への届出内容が事実と反していることが判明したとき。
 - (5) 第 21 条乃至第 27 条に違反したとき。
 - (6) API 利用サービスに関して苦情が多発したとき。
 - (7) API 利用サービスについて、国、地方自治体、その他の公共機関又はそれに準ずる機関から当社に対し、マイポケットデベロッパープログラムの提供について中止等の要請があったとき。
 - (8) 支払の停止があったとき、支払不能の状態に陥ったとき、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てがあったとき、手形交換所の取引停止処分を受けたとき、又は仮差押え、保全差押え若しくは差押処分を受けたとき。
 - (9) 監督官庁から営業停止や許可取消しの指示を受けたとき。
 - (10) サービス提供契約者又はサービス提供契約者の取締役、監査役、その他の役員若しくは従業員（臨時雇用の従業員を含みます）が、法令等に違反した容疑で逮捕又は起訴

されたとき（ただし、役員以外については、API 利用サービスに関連して逮捕又は起訴されたときに限ります）。

- (11) 第三者になりすましてサービス提供契約の申込みを行い、又はマイポケットデベロッパープログラムを利用したとき。
- (12) 当社に重大な危害又は損害を及ぼしたとき。
- (13) マイポケットデベロッパープログラムを2年以上利用していないとき。
- (14) 所在が不明となったとき又は連絡が不可能となったとき。
- (15) その他サービス提供契約の提供を継続できないと認められる相当の事由があるとき。

第12条 マイポケットデベロッパープログラムの追加・廃止

1. 当社は、マイポケットデベロッパープログラムに新たな機能を追加する場合があります。
2. 当社は、マイポケットデベロッパープログラムの全部又は一部を廃止する場合があります。この場合、当社は、あらかじめ廃止日をサービス提供契約者に通知するものとします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
3. 前項の場合、当該マイポケットデベロッパープログラムの全部又は一部の廃止日をもって、当該廃止にかかるサービス提供契約も当然に終了するものとします。

第13条 マイポケットデベロッパープログラムの提供中止

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、マイポケットデベロッパープログラムの全部又は一部の提供を一時的に中止することがあります。
 - (1) マイポケットデベロッパープログラム運用システムの保守上又は工事上やむを得ないとき。
 - (2) マイポケットデベロッパープログラム運用システムの障害その他やむを得ない事由が生じたとき。
 - (3) 電気通信サービスの停止等によりマイポケットデベロッパープログラムの提供を行うことが困難になったとき。
 - (4) 災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持に必要な通信その他の公共の利益のために緊急を要するとき。
 - (5) 当社がマイポケットデベロッパープログラムの全部又は一部を中止することが望ましいと判断したとき。
2. 当社は、第1項に基づきマイポケットデベロッパープログラムの全部又は一部の提供を中止する場合は、あらかじめその旨を当社が適当と判断する方法でサービス提供契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

第14条 マイポケットデベロッパープログラムの利用停止

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、何らの通知を要することなく、サービス提供契約者に対するマイポケットデベロッパープログラムの全部又は一部の提供を停止することができるものとします。
 - (1) 第 11 条第 2 項各号の一に該当する場合。
 - (2) サービス提供契約者が第 23 条に違反し、又は違反するおそれのあるとき。
 - (3) その他サービス提供契約者が利用規約等に違反したとき。
 - (4) サービス提供契約者が、マイポケットデベロッパープログラムを直接又は間接に利用する者（他のサービス提供契約者を含みます）の利用に対し重大な支障を与える態様において、マイポケットデベロッパープログラムを利用したとき。
 - (5) サービス利用者又はマイポケットサービス契約者に重大な支障を与え、又はそのおそれがある態様において、マイポケットデベロッパープログラムを利用し、又は API 利用サービスを提供したとき。
 - (6) その他当社の業務の遂行上支障があると当社が認めたとき。
2. 当社は、前項の定めにかかわらず、サービス提供契約者に対し、前項の措置に替えて又は前項の措置とともに期限を定めて前項各号の事由を解消すべき旨を求めることができます。
3. 本条に基づく措置は、第 11 条に基づき当社がサービス提供契約を解除することを妨げるものではないものとします。

第 15 条 サービス提供契約終了時等の措置

1. サービス提供契約が期間満了、解約、解除等により終了した場合であっても、第 9 条、本条、第 21 条、第 23 条、第 26 条、第 31 条、第 32 条第 2 項、第 33 条、第 35 条乃至第 38 条、第 41 条及び第 42 条の定めは引き続きその効力を有するものとします。
2. サービス提供契約者は、サービス提供契約が期間満了、解約、解除等により終了した場合、マイポケットデベロッパープログラムを利用して取得したマイポケット情報の全てを直ちに削除するものとします。また、この場合、当社は、自らが必要と判断した場合、サービス提供契約の有効期間中に追加された API 利用サービス情報の全部又は一部を、当社の裁量により、当社が提供するサービスに関連して管理している情報から削除することができるものとします。
3. サービス提供契約者は、サービス提供契約の終了に伴い API 利用サービスの全部又は一部の提供を終了する場合、当該 API 利用サービス終了の 30 日前までにサービス利用者全てが合理的に知りうる方法により、サービス利用者に対し周知を行うものとします。

■第 3 章 API 提供機能の提供

第 16 条 API 提供機能の提供

1. 当社は、第 18 条に基づきアクセスキーの本登録が完了した時点以降、当該アクセスキーの発行に関して第 17 条に基づき特定される API 利用サービスについて、サービス提供契約者に対して API 提供機能を提供します。
2. サービス提供契約者は、API 提供機能を利用するにあたっては、利用規約等を遵守し、マイポケット API リファレンスもしくはソフトウェアプログラムを通じてマイポケットデベロッパープログラム運用システムにアクセスするものとします。
3. 当社は、マイポケットデベロッパーポータルサイトへの掲載により、マイポケット API リファレンス及びソフトウェアプログラムをサービス提供契約者に開示します。なお、当社は、マイポケット API リファレンス及びソフトウェアプログラムを変更する旨を変更後のマイポケット API リファレンス及びソフトウェアプログラムとともに、サービス提供契約者に通知することにより、サービス提供契約者の同意を得ることなく、いつでもマイポケット API リファレンス及びソフトウェアプログラムを変更することができるものとし、当社が別に定める場合を除き、変更後のマイポケット API リファレンス及びソフトウェアプログラムが適用されるものとします。

第 17 条 API 提供機能の利用申請

1. サービス提供契約者（本項に基づき利用申請を行ったサービス提供契約者を「利用申請者」といいます）は、API 提供機能を利用するに先立ち、API 利用サービス毎に行う 18 条第 1 項で定める本登録をもって API 提供機能の利用申請を行ったとみなします。また、API 利用サービスによっては、本登録申請に際して、当社が定める利用条件に別途同意して頂く必要があります。
2. 当社は、前項に基づくサービス提供契約者の利用申請があった場合は、当該利用申請に対する承諾の可否を判断するものとします。なお、当社は、次の各号に定める事由の一にでも該当する場合は、利用申請を承諾しないことがあります。
 - (1) 利用申請者が、マイポケットデベロッパープログラムガイドラインに定める条件を満たしていないとき又はそのおそれがあるとき。
 - (2) 当社が技術上又は業務の遂行上支障があると判断したとき。
 - (3) 利用申請者が第 14 条第 1 項に基づきマイポケットデベロッパープログラムの利用を停止され、又は第 11 条第 1 項若しくは第 2 項若しくは第 40 条第 3 項若しくは第 5 項に基づきサービス提供契約の解除を受けたことがあるとき。
 - (4) 利用申請者が当社に対する債務（利用規約等に基づく債務以外の債務を含みます）の履行を現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
 - (5) 届出内容に虚偽又は事実と反する内容が含まれると当社が判断したとき。
 - (6) その他当社が不相当と判断したとき。

第 18 条 アクセスキーの本登録申請

1. サービス提供契約者は、API 提供機能を利用するに先立ち、API 利用サービス毎に、当社が別に定める方法に従い、商用の API 利用サービスに用いる WEB サイトの URL、その他を届け出た上で、アクセスキーの申請を行う必要があります。
2. 当社は、前項に基づくサービス提供契約者の本登録申請があった場合は、当該本登録申請に対する承諾の可否を判断するものとします。なお、当社は、前条第 2 項各号に定める事由の一にでも該当する場合又は商用 URL 等が API 利用サービスが利用申請に記載の内容と相違する場合、本登録申請を承諾しないことがあります。

■第 4 章 問い合わせ機能の提供

第 19 条 当社への問い合わせ

1. サービス提供契約者は、当社が別に定める方法に従い、マイポケットデベロッパーポータルサイトを通じて、API 提供機能及び API 利用サービス、その他当社が別途定める事項に関する問い合わせを行うことができます。
2. 当社は、前項に基づくサービス提供契約者からの問い合わせに対して誠実に対応するものとします。ただし、当社はサービス提供契約者からの全ての問い合わせに回答することを保証するものではありません。
3. 本条に基づきサービス提供契約者が当社に対して行った問い合わせ内容及び当該問い合わせに対する当社からの回答内容については、当社は、当社が提供するサービスの品質向上の目的のため、マイポケットデベロッパーポータルサイト、その他当社が別途管理運営する WEB サイトにおいて公表する場合があります。
4. 当社は、本条に基づくサービス提供契約者からの問い合わせに対する回答の業務について、当社が別途指定する第三者に委託することができるものとし、かかる場合、当該委託に必要な範囲で、サービス提供契約者に関する情報及び問い合わせ内容を当該委託先の第三者に対して提供するものとします。

■第 5 章 サービス提供契約者の義務

第 20 条 サービス提供契約者の責任

1. サービス提供契約者は、自己の責任においてマイポケットデベロッパープログラム及びマイポケット情報を利用し、かつ API 利用サービスを開発、提供するものとし、マイポケットデベロッパープログラム又はマイポケット情報の利用、API 利用サービス及び API 利用サービス情報について一切の責任を負うものとします。
2. 21 条の規定に違反し、サービス利用者が不利益を被るようなことがあった場合、サービス提供契約者は責任をもって対処し、当社はいかなる責任も負わないこととします。

第 21 条 API 提供機能の利用上の義務

1. サービス提供契約者は、API 提供機能及び API 提供機能を利用して取得したマイポケット情報を、API 提供機能の利用（マイポケット情報の利用については当該マイポケット情報の取得にかかる API 提供機能の利用を指します）に際して利用したアクセスキーに関して、第 17 条に基づき当社の承認を得た利用申請において特定された利用目的の範囲内で、かつ、当該利用申請及び第 18 条に基づき当社の承認を得た商用 URL 等で特定される、当社の承認を受けた API 利用サービスの提供の目的においてのみ利用するものとし、当該範囲を超えて如何なる利用も行ってはならないものとします。
2. サービス提供契約者は、アクセスキー、マイポケット API リファレンス及びソフトウェアプログラムについて、改変、リバースエンジニアリング、逆アセンブル、逆コンパイル、翻訳又はその他の解析行為を行ってはならないものとします。
3. サービス提供契約者は、API 提供機能を利用してマイポケット情報の取得、API 利用サービス情報を追加する場合、取得、追加する情報およびその利用用途について明示的に説明した上で、サービス利用者の承諾があった場合に限り実施するものとします。
4. 当社は、サービス提供契約者により追加された API 利用サービス情報について、その内容が不相当と判断したとき、サービス利用者又はマイポケットサービス契約者その他の第三者から要請があったときなど、自らが必要と判断した場合、当該 API 利用サービス情報の全部又は一部を、当社の裁量により、当社が提供するサービスに関連して管理している情報から削除することができるものとします。
5. サービス提供契約者は、マイポケット API リファレンス及びソフトウェアプログラムを API 利用サービスの提供の目的においてのみ利用するものとし、当該範囲を超えて如何なる利用も行ってはならないものとします。また、サービス提供契約者は、マイポケット API リファレンス及びソフトウェアプログラムについて、複製、改変、翻訳等の行為を行ってはならないものとします。
6. サービス提供契約者は、情報の収集のみを目的として、API 提供機能を利用してはならないものとします。
7. サービス提供契約者はアクセスキーを第三者に開示、漏洩してはならないものとします。また、サービス利用者の ID およびパスワード等の情報、マイポケット情報は適切に管理することとします。
8. 前項の規定にかかわらず、サービス提供契約者が API 利用サービスの提供に必要な業務の一部を第三者に委託する場合、サービス提供契約者は、利用規約等に基づき自己が負う義務と同等以上の義務を当該第三者に課し、かつ、当該第三者を適切に監督して当該義務を遵守させることを条件として、当該第三者に対して API 利用サービスの提供のために必要最小限の範囲で、アクセスキー、マイポケット情報、マ

イポケット API リファレンス及びソフトウェアプログラムを開示することができるものとします。この場合、サービス提供契約者は、当該第三者の行為について一切の責任を負うものとし、当社は、サービス提供契約者の故意又は過失の有無にかかわらず、当該第三者の行為をサービス提供契約者自身の行為とみなし、サービス提供契約者に対してサービス提供契約に基づく責任を問うことができるものとします。

第 22 条 API 利用サービスの変更

1. サービス提供契約者は、第 17 条に基づき当社の承認を得た利用申請若しくは第 18 条に基づき当社の承認を得た商用 URL 等、又はそれらにより特定される、当社の承認を受けた API 利用サービスの変更を行う場合には、API 利用サービス毎に、当社が別に定める方法に従い、変更申請を行う必要があります。
2. 当社は、前項に基づくサービス提供契約者の変更申請があった場合は、当該変更申請に対する承諾の可否を判断します。

第 23 条 API 利用サービス内容等の保証事項

1. サービス提供契約者は、API 利用サービスの内容（API 利用サービス情報並びに API 利用サービスに係るソフトウェアプログラム及び WEB サイトを含みます）及びその名称等（以下、総称して「API 利用サービス等」といいます）について、次の各号に定める事項を保証するものとします。
 - (1) 当社又は第三者の著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、氏名権、肖像権その他の権利を侵害せず、不正競争防止法に違反するものでないこと。
 - (2) 当社又は第三者の名誉又は信用を毀損せず、他者の財産又はプライバシーを侵害するものでないこと。
 - (3) 当社若しくは第三者を不当に差別若しくは誹謗中傷し、又はそれらを助長するものでないこと。
 - (4) コンピュータウイルス等の有害なプログラムを含むものでなく、かかるプログラムを送信し、又は送信する機能を含むものでないこと。
 - (5) 賭博その他の違法なギャンブルを行わせ、又は賭博その他の違法なギャンブルへの参加を勧誘するものでないこと。
 - (6) 自己又は他人の生命又は身体の安全を害するおそれのある行為を助長し、又は促進するものでないこと。
 - (7) グロテスク、露骨な性描写、児童ポルノ若しくは児童虐待にかかる表現、その他残酷若しくはわいせつな表現、又はこれらを連想させる表現をするものでないこと。
 - (8) 面識のない異性との出会い等を目的とする内容でないこと。
 - (9) 青少年の家出を誘引・助長する内容でないこと。
 - (10) 15 歳未満のみを対象とする内容でないこと。

- (11) その他、犯罪を構成若しくは助長し、公序良俗若しくは法令等に違反し、又はマイポケットデベロッパープログラムガイドラインに定める基準に反する、又はそれらのおそれのあるものでないこと。
 - (12) 当社若しくは第三者の機器、設備、システム等の利用若しくは運用を妨げ、又はかかる利用若しくは運用に支障を与えないこと。
 - (13) 当社若しくは第三者の設備に蓄積された情報を不正に書き換え、又は消去する機能を有しないこと。
 - (14) 次に掲げるスパム行為を行わないこと。スパム投稿 API 提供機能を用いて書き込み可能な箇所に、同一又は類似の語句・文章を書き込む行為。スパムワード API 提供機能を用いて書き込み可能な箇所に、当該箇所と無関係若しくは関連性の希薄な語句を複数羅列し、又は著しく長い文章若しくは大量の語句を書き込む行為。スパム URL API 提供機能を用いて書き込み可能な箇所に、同一の URL を書き込む行為。その他上記各スパム行為と同等の迷惑をユーザーに与える行為。
 - (15) マイポケット情報に含まれる個人情報の収集を目的としたものでないこと。
 - (16) 当社が提供、提携、若しくは保証していると誤解を与えるおそれのある内容でないこと。
2. 当社は、独自の裁量により、前項各号に定める事項が真実であることを確認できる書面の提示を求めることがあり、サービス提供契約者はこれに応じるものとします。
 3. サービス提供契約者は、自己の費用と責任により、当社による API 提供機能における API 利用サービス情報の取扱いに関して必要となる一切の第三者の許諾、承諾を取得するものとします。
 4. API 利用サービス等が第 1 項各号又は前項に定める事項の違反に該当する又は該当するおそれがあるとして当社と第三者との間で問合わせ、苦情、紛争等が生じたときは、サービス提供契約者は自らの費用及び責任においてこれを解決し、当社を免責せしめるものとします。
 5. 前項にかかわらず、当社は、自らが紛争等の解決にあたるのが合理的に必要と認められる場合においては、前項に定める第三者との紛争等を自ら解決することができるものとし、この場合、サービス提供契約者は、当該紛争等に関して当社が被った損害を賠償するものとします。

第 24 条 API 利用サービスの確認等

1. 当社は、API 利用サービスの提供開始後においても、法令及び利用規約等の遵守状況の確認、又は、当社若しくはサービス利用者その他の第三者の権利、財産、安全を確保するために、いつでも、API 利用サービスについて、クローリングその他のモニターを行うなど、弊社が必要と考える措置を講じることができるものとします。
2. 当社は、前項に基づく確認などの結果、サービス提供契約者によって提供される API

利用サービス等が不相当と判断した場合は、その選択により、第 14 条に基づく措置と併せて、又は当該措置を経ることなく、当該不相当と判断した API 利用サービスの変更等の措置をサービス提供契約者に対して求めることができるものとし、サービス提供契約者はこれに応じるものとします。

3. サービス提供契約者は、第 21 条乃至第 23 条又は第 26 条に違反して API 利用サービスを提供していることについて自ら了知し、又は当社からその旨の通知を受けた場合、API 提供機能及びマイポケット情報の一切の利用を直ちに中止するとともに、その旨当社に報告するものとします。

第 25 条

機器等の準備

1. サービス提供契約者は、利用規約等において別に定める場合を除き、自己の責任と費用において、マイポケットデベロッパープログラムの利用及び API 利用サービスの提供に必要な機器、ソフトウェア、ネットワーク環境、試験その他の準備を行うものとします。
2. サービス提供契約者は自己の利用環境に応じて、コンピュータウィルスの感染の防止、不正アクセスの防止及び情報漏洩の防止等のセキュリティ対策を講じるものとします。

第 26 条 サービス利用者に関する個人情報等の取扱い

サービス提供契約者は、マイポケット情報その他のサービス利用者に関する一切の情報（以下、総称して「個人情報等」といいます）の取扱いについて、次の各号に定める事項を遵守するものとします。

- (1) 個人情報の保護に関する法律その他の関係法令及びガイドラインなどを遵守すること。
- (2) 個人情報等の取得は API 利用サービスの提供をする上で必要な範囲内であつ取得及び利用の目的（API 利用サービスにおけるログを当社に取得させる目的も含みます）をサービス利用者へ明示し、その同意を得た上で行うものとし、個人情報等の利用は当該目的の達成に必要な範囲内に限って行うこと。
- (3) サービス提供契約者が取得した個人情報等は、善良なる管理者の注意をもって適切に管理及び保管するものとし、サービス利用者の許諾を得ることなく、第三者に開示又は漏洩しないこと。

第 27 条 NTT コミュニケーションズの顧客情報の取扱い

サービス提供契約者は、マイポケットデベロッパープログラムを通じて取得できるマイポケット情報を除き、当社からサービス利用者の氏名、名称、住所、携帯電話番号その他のサービス利用者に関する一切の情報の提供を受ける権利又は利益を有するものでないことを承諾するものとします。

第 28 条 サービス提供契約者に関する情報の取扱い

1. 当社は、マイポケットデベロッパープログラムの提供に関連して取得したサービス提供契約者に関する情報を当社が別に定めるプライバシーポリシーおよび利用規約等に従って取り扱います。プライバシーポリシーは、当社のホームページにてご確認いただけます。
2. 当社は、本サービス等に関連して、各種キャンペーン等へのご登録などを募集し、当該キャンペーン等の目的のためにサービス提供契約者の個人情報を利用することがあります。その場合、サービス提供契約者は、当該キャンペーン等の条件をよく確認したうえで申込みものとします。

第 29 条 サービス利用者の保護

サービス提供契約者は、API 利用サービスの提供にあたり、API 利用サービスの利用に関する条件に同意したサービス利用者によりのみ API 利用サービスを提供するものとします。

第 30 条 広告方法、内容等について

サービス提供契約者は、API 利用サービスの提供にかかる広告（オンラインによる広告を含みます）を行う場合、次の各号に定める事項を遵守するものとします。

- (1) 特定商取引に関する法律、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律、消費者契約法、不当景品類及び不当表示防止法その他の関係法令に違反しないこと。
- (2) 虚偽、誇大な表現等によりサービス利用者その他一般消費者に誤認を与えるおそれのある表示をしないこと。
- (3) 当社が提供、提携、若しくは保証していると誤解を与えるおそれのある表示をしないこと。
- (4) 公序良俗に反する表示又は社会風俗に悪影響を与えるおそれのある表示をしないこと。
- (5) 法令に反する内容を含むサイト・媒体、公序良俗に反する内容を含むサイト・媒体、反社会的行為を肯定・礼賛する内容を含むサイト・媒体、異性紹介事業など出会いを目的としたサイト・媒体において広告を行ってはならないこと。

第 31 条 サービス利用者等に対する問い合わせ対応等

1. サービス提供契約者は、API 利用サービスの提供に関する、サービス利用者その他の

第三者との間での苦情、問い合わせ又は紛争等（前条に基づく当社の回答内容に関するものも含み、以下「紛争等」といいます）に対して十分な対応を行う体制を構築するとともに、紛争等が発生した場合は、自らの費用と責任において当該紛争等に対応し、解決するものとします。

2. 当社とサービス利用者その他の第三者との間で、API 利用サービスの提供に関する紛争等が発生した場合も、サービス提供契約者は、自らの費用と責任をもって当該紛争等に対応しなければならないものとします。
3. 前二項にかかわらず、やむを得ず当社が当該紛争等に対応したことにより、その他当該紛争等に起因して当社に損害が発生したときは、サービス提供契約者は当該損害を賠償するものとします。
4. サービス提供契約者は、当社とサービス利用者その他の第三者との間で API 利用サービスに関する紛争等が発生したときは、当社が当該第三者に対して、サービス提供契約者の氏名若しくは名称、住所、電話番号等の連絡先等のサービス提供契約者に関する情報を開示することにあらかじめ同意するものとします。
5. サービス提供契約者は、サービス利用者その他の第三者から自己の提供する API 利用サービス以外のマイポケットデベロッパープログラムに関する問い合わせ等を受けた場合には、遅滞なくその旨を当社に通知するものとします。

■第6章 雑則

第32条 商標等の使用許諾

1. サービス提供契約者は、当社の事前の承諾を得た場合当社の指定する商標、ロゴマーク等（以下「商標等」といいます）を使用することができるものとします。ただし、サービス提供契約者は、商標等の利用にあたり、当社が別に定める商標等の使用にかかるガイドラインを遵守するものとします。
2. 当社が、サービス提供契約者による商標等の使用が不相当であると判断し、サービス提供契約者に通知した場合、又はサービス提供契約が終了した場合、サービス提供契約者は、商標等の使用を直ちに中止しなければならないものとします。

第33条 ID とパスワード、及びアクセスキー等の管理

1. サービス提供契約者は、ID とパスワード、及びアクセスキー等を、自己の費用と責任により厳重に管理し、ID とパスワード、及びアクセスキー等を第三者に利用させたり、貸与、譲渡、売買、質入等をしてはならないものとします。
2. サービス提供契約者が法人の場合、正当な権限を有する従業員以外に ID とパスワード、及びアクセスキー等を利用させてはならないものとします。

3. マイポケットデベロッパーポータルサイトにサービス提供契約者の ID とパスワードが入力された場合は、当社は当該サービス提供契約者が入力したものとみなします。
4. サービス提供契約者は、ID とパスワード、及びアクセスキー等の盗難や不正利用等の事実を知った場合、直ちにその旨を当社に通知するものとします。この場合において、当社から指示があったときは、これに従い対応するものとします。
5. ID とパスワード、及びアクセスキー等の管理不十分、使用上の過誤、第三者による使用等により、サービス提供契約者又はサービス利用者その他の第三者に損害が発生した場合でも、その責任はサービス提供契約者が負うものとし、当社は一切責任を負いません。また、ID とパスワード、及びアクセスキー等が不正に利用されたことにより、当社に損害が生じた場合、サービス提供契約者は、当社に対しその損害を賠償するものとします。

第 34 条 非保証

当社は、サービス提供契約者に対し、マイポケット情報、アクセスキー、マイポケット API リファレンス、マイポケットデベロッパープログラム、マイポケットデベロッパープログラム運用システム、ソフトウェアプログラム及び第 19 条に基づく当社からの回答内容、その他サービス提供契約に関して当社がサービス提供契約者に提供した情報（以下、総称して「マイポケットデベロッパープログラム等」といいます）に関して、以下の各号に記載の事項について一切保証しないものとします。

- (1) マイポケットデベロッパープログラム等について、瑕疵がないこと。
- (2) マイポケットデベロッパープログラム等が、サービス提供契約者が意図する特定の使用目的又は用途に合致し、又は当該使用目的又は用途に照らして信頼性若しくは正確性を有していること。
- (3) マイポケットデベロッパープログラム等が、常時提供可能であること。
- (4) マイポケットデベロッパープログラム等が、第三者の権利を侵害するものではないこと。

第 35 条 権利の帰属

1. マイポケット情報、アクセスキー、マイポケット API リファレンス、ソフトウェアプログラム、マイポケットデベロッパープログラムガイドラインその他当社からサービス提供契約者に開示される情報（以下本条において「当社提供情報」といいます）にかかる著作権及び特許権等の知的財産権並びにノウハウ等の一切の権利は当社又は第三者に帰属するものであり、別途書面により定める場合を除き、サービス提供契約者はサービス提供契約に基づき当社又は第三者より何らの権利の移転又はサービス提供契約において定める以外の使用又は利用の許諾を受けるものではない

ものとしします。

2. サービス提供契約者は、当社提供情報に基づいて、発明、考案又は意匠の創作をなしたときは、直ちに当社に通知するものとし、かかる通知後速やかにその発明、考案又は意匠の創作に基づく特許、実用新案登録又は意匠登録を受ける権利の帰属及び実施条件等について、サービス提供契約者と当社で協議の上必要又は相当と認められる事項を定めるものとしします。

第 36 条 損害賠償

サービス提供契約者は、利用規約等への違反、その他 API 利用サービスに関連して当社又はサービス利用者その他の第三者に損害を及ぼした場合、当社又は当該第三者に対し損害を賠償するものとしします。

第 37 条 免責

1. 当社は、いかなる場合においても、サービス提供契約に関してサービス提供契約者に生じる損害について一切の責任を負わないものとしします。
2. 当社は、第 3 条に基づく利用規約等の変更、第 11 条若しくは第 40 条に基づくサービス提供契約の解除、第 12 条に基づくマイポケットデベロッパープログラムの廃止若しくはサービス提供契約の終了、第 13 条に基づくマイポケットデベロッパープログラムの提供中止、第 14 条に基づくマイポケットデベロッパープログラムの利用停止、第 15 条若しくは第 21 条に基づく API 利用サービス情報の削除、第 16 条に基づくマイポケット API リファレンス及びソフトウェアプログラムの変更、第 19 条に基づく当社からの回答内容その他利用規約等に基づく措置により、サービス提供契約者又はサービス利用者その他の第三者に損害が生じたとしても、一切責任を負いません。

第 38 条 秘密保持

1. サービス提供契約者は、当社の事前の書面による承諾なくして、サービス提供契約者がサービス提供契約に関して当社から口頭又は書面を問わず開示されたアイデア、ノウハウ、発明、図面、写真、仕様、データ等の当社の技術上、営業上及び業務上の一切の情報（以下「秘密情報」といいます）を、API 利用サービスの提供以外の目的に使用せず、また第三者に開示、漏洩しないものとしします。
2. 前項の定めにかかわらず、サービス提供契約者が次の各号の一に該当することを立証した情報は、秘密情報に含まれないものとしします。
 - (1) 開示され又は知得する以前に公知であった情報。
 - (2) 開示され又は知得する以前に自らが既に保有していた情報。
 - (3) 開示され又は知得した後、自らの責に帰さない事由により公知となった情報。

- (4) 開示され又は知得した後、その秘密情報によらず自らの開発により知得した情報。
- (5) 開示され又は知得した後、正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務を負わず適法に知得した情報。
3. サービス提供契約者は、API 利用サービスの提供のために秘密情報を知る必要のある自己の役職員で、利用規約等に定める義務を遵守することに同意している者のみに秘密情報を開示することができるものとします。
4. 第 1 項及び第 3 項の規定にかかわらず、サービス提供契約者が API 利用サービスの提供に必要な業務の一部を第三者に委託する場合、サービス提供契約者は、利用規約等に基づき自己が負う義務と同等以上の義務を当該第三者に課し、かつ、当該第三者を適切に監督して当該義務を遵守させることを条件として、当該第三者に対して API 利用サービスの提供のために必要最小限の範囲で、秘密情報を開示することができるものとします。この場合、サービス提供契約者は、当該第三者の行為について一切の責任を負うものとし、当社は、サービス提供契約者の故意又は過失の有無にかかわらず、当該第三者の行為をサービス提供契約者自身の行為とみなし、サービス提供契約者に対してサービス提供契約に基づく責任を問うことができるものとします。
5. サービス提供契約者は、秘密情報が記録された全ての文書、図画、その他の媒体（電磁的に記録されたものを含みます）並びにそれらの複製物及び改変物（以下併せて「秘密書類」といいます）を他の資料及び物品等と明確に区別し、善良なる管理者の注意をもって保管するものとします。
6. サービス提供契約者は、事前に当社の書面による承諾を得ない限り、秘密書類の全部又は一部を複製又は改変することはできないものとします。但し、アクセスキーについては、API 利用サービスの提供のために必要最小限の範囲で複製することができるものとします。
7. サービス提供契約者は、サービス提供契約が期間満了、解約、解除等により終了した場合、速やかに当社の指示に従い、秘密書類を当社に返還し、又は破棄するものとします。
8. サービス提供契約者は、マイポケット情報、アクセスキー、マイポケット API リファレンス及びソフトウェアプログラムについては、本条の規定のほか、第 21 条の規定を遵守するものとします。

第 39 条 法令等の遵守

1. サービス提供契約者は利用規約等の定めに従うほか、監督官庁の指示、指導及び関係法令等を遵守するものとします。
2. サービス提供契約者はマイポケットデベロッパープログラム及びマイポケットデベロッパープログラムに使用されている技術（以下「本プログラム等」といいます）

を利用するにあたり、外国為替及び外国貿易その他の日本国の輸出関連法規ならびに米国輸出管理規則に基づく輸出規制の対象となる可能性があること、ならびにその他の国における輸出規制対象品目に該当している可能性があることを認識の上、これらの法規を遵守するものとし、ならびに本プログラム等を適正な政府の許可なくして、禁輸国もしくは貿易制裁国の企業、居住者、国民、または、取引禁止者、取引禁止企業に対して、譲渡、輸出または再輸出しないものとします。サービス提供契約者は、本プログラム等を、外国為替および外国貿易法その他の日本国の輸出関連法規に定める核兵器を含む大量破壊兵器、通常兵器等の開発、製造、使用のために利用しないものとします。

第 40 条 反社会的勢力の排除

1. サービス提供契約者は、次の各号のいずれか一にも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証するものとします。
 - (1) 自ら又は自らの役員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準じる者（以下、総称して「暴力団員等」といいます）であること
 - (2) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (3) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (4) 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (5) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (6) 自らの役員又は自らの経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. サービス提供契約者は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれか一にでも該当する行為を行わないことを保証するものとします。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
3. サービス提供契約者が前二項に違反した場合、当社は通知又は催告等何らの手続きを要しないで直ちにサービス提供契約を解除することができるものとします。
4. サービス提供契約者は、API 利用サービスの提供に関して業務を委託する契約、原材

料等を購入する契約その他 API 利用サービスに関連する契約（以下総称して「関連契約」といいます）の相手方（以下「委託先事業者」といい、関連契約が数次に渡る場合は、その全てを含みます）が次の各号に該当したときは、速やかに関連契約の解除その他の必要な措置を取らなければならないものとします。

(1) 委託先事業者が第 1 項各号に該当することが判明したとき

(2) 委託先事業者が自ら又は第三者を利用して、第 2 項各号に掲げる行為をしたとき

5. 当社は、サービス提供契約者が前項に違反した場合は、通知又は催告等何らの手続きを要しないで直ちにサービス提供契約を解除することができるものとします。

第 41 条 準拠法

利用規約等及び利用規約に基づくサービス提供契約の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。

第 42 条 合意管轄

利用規約等に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 43 条 協議事項

利用規約等に定めのない事項及び解釈上疑義の生じた事項については、必要に応じてサービス提供契約者と当社との間で協議のうえ定めるものとします。

【附 則(平成 26 年 7 月 4 日 A C サ第 400515 号)】

1. 本規定は、平成 26 年 7 月 10 日から実施します。

【附 則(平成 28 年 3 月 15 日 A C サ第 501409 号)】

1. 本規定は、平成 28 年 3 月 30 日から実施します。